

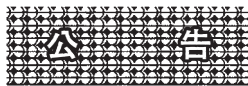
候補者氏名	宮下 一郎	候補者届出政党又は所属党派	自由民主党	期 間	11月3日から 11月24日まで	第2回分
出納責任者氏名	高橋 達之					

収入			支出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄 附 額) 円			円
その他の寄附		0	人件費		0
その他の収入		0	家屋費		14,935
今回計		0	選挙事務所費		0
前回計		15,644,000	集会会場費		14,935
総 計		15,644,000	通信費		1,080,044
			交通費		0
			印刷費		0
			広告費		0
			文具費		0
			食糧費		0
			休泊費		0
			雑費		0
			今回計		1,094,979
			前回計		13,442,246
			総 計		14,537,225

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
		選挙運動用通常葉書の作成
	ビラの作成	476,000円
	ポスターの作成	577,300円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	164,742円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	207,968円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
	計	1,607,450円

報告書受理年月日	平成29年11月24日	第2回報告分
----------	-------------	--------

選挙管理委員会



公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成30年5月24日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
株式会社産直市場グリーンファーム  
伊那市ますみヶ丘270-10ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名  
株式会社産直市場グリーンファーム  
代表取締役社長 小林 啓治  
伊那市ますみヶ丘351-7
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名  
株式会社産直市場グリーンファーム  
代表取締役社長 小林 啓治  
伊那市ますみヶ丘351-7  
サンライズ  
駒ヶ根市赤穂9317-2 ほか

- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成30年12月24日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,400平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- (1) 駐車場の収容台数 140台
- (2) 駐輪場の収容台数 0台
- (3) 荷さばき施設の面積 180平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の容量 15立方メートル
- (注) 各施設の位置は、届出書に添付された図面のとおり
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社産直市場グリーンファーム	午前8時	午後7時
サンライズ	午前9時	午後5時
未定3者	午前8時	午後7時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

	時間帯
1	午前7時30分から午後7時30分まで

- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
入口 5か所 出口 5か所 合計 10か所  
(注) 位置は届出書に添付された図面のとおり
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

	時間帯
1	午前9時から午後6時まで

- 8 届出年月日  
平成30年4月23日
- 9 届出書及び添付書類の縦覧の場所  
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県上伊那地域振興局商工観光課
- 10 縦覧の期間  
平成30年5月24日から平成30年9月25日まで
- 11 意見書の様式  
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 12 意見書の提出先  
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県上伊那地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課  
創業・サービス産業振興室

## 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成30年5月24日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
アクロスプラザ佐久  
佐久市岩村田字西長塚1735-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
三菱UFJリース株式会社  
東京都千代田区丸の内1-5-1
- 3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前	変更後
白石 正	柳井 隆博

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
日本トイザラス(株)	マーク・ゴダード	神奈川県川崎市幸区大宮1310ミューザ川崎セントラルタワー25F・26F
(株)ファーストリテイリング	柳井 正	山口県山口市佐山717-1
(株)ナガタ	永田 滋弘	諏訪市四賀飯島2323

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
日本トイザラス(株)	アンドレ・ジェイブス	神奈川県川崎市幸区大宮1310ミューザ川崎セントラルタワー25F・26F
(株)ファーストリテイリング	柳井 正	山口県山口市佐山717-1
(株)ナガタ	永田 滋弘	諏訪市四賀飯島2323

- 4 変更した年月日  
平成29年2月17日ほか
- 5 届出年月日  
平成30年5月8日
- 6 届出書の縦覧の場所  
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県佐久地域振興局商工観光課
- 7 縦覧の期間  
平成30年5月24日から平成30年9月25日まで
- 8 意見書の様式  
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日)

付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県佐久地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課  
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成30年5月24日

長野県知事 阿部守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスプラザ小諸御影

小諸市御影新田2597-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

リコーリース株式会社

東京都江東区東雲1-7-12

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株)アルベン	水野 泰三	愛知県名古屋市中区丸の内2-9-40
(株)ユニクロ	柳井 正	山口県山口市佐山717-1
(株)和田正通信サービス	和田 直之	長野市稲葉中千田2142

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(株)アルベン	水野 敦之	愛知県名古屋市中区丸の内2-9-40
(株)ユニクロ	柳井 正	山口県山口市佐山717-1
(株)和田正通信サービス	和田 直之	長野市稲葉中千田2142

4 変更した年月日

平成29年6月22日

5 届出年月日

平成30年5月8日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県佐久地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

平成30年5月24日から平成30年9月25日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県佐久地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課  
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成30年5月24日

長野県知事 阿部守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスプラザ長野北

長野市檀田2-670ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

三菱UFJリース株式会社

東京都千代田区丸の内1-5-1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前	変更後
白石 正	柳井 隆博

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株)ファーストリテイリング	柳井 正	山口県山口市佐山717-1
(株)チヨダ	舟橋 政男	東京都杉並区成田東4-39-8
(株)ハードオフコーポレーション	山本 善政	新潟県新発田市新栄町3-1-13

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(株)ファーストリテイリング	柳井 正	山口県山口市佐山717-1
(株)チヨダ	舟橋 浩司	東京都杉並区荻窪4-30-16
(株)ハードオフコーポレーション	山本 善政	新潟県新発田市新栄町3-1-13

長野県知事 阿部 守一

- 4 変更した年月日  
平成29年6月29日ほか
- 5 届出年月日  
平成30年5月8日
- 6 届出書の縦覧の場所  
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地域振興局商工観光課
- 7 縦覧の期間  
平成30年5月24日から平成30年9月25日まで
- 8 意見書の様式  
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先  
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課  
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定による意見書の提出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該意見書を縦覧に供します。

平成30年5月24日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
コメリホームセンター立科店  
北佐久郡立科町大字芦田字東大定1174-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社コメリ  
代表取締役 捧 雄一郎  
新潟県新潟市南区清水4501-1
- 3 同法第8条第1項の規定による立科町の意見の概要  
立科町と締結している「開発基本協定書」を遵守すること
- 4 意見書の縦覧の場所  
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室及び長野県佐久地域振興局商工観光課
- 5 縦覧の期間  
平成30年5月24日から平成30年6月25日まで

産業立地・経営支援課  
創業・サービス産業振興室

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成30年5月24日

- 1 都市計画の種類  
佐久都市計画特定用途制限地域
- 2 縦覧場所  
長野県建設部都市・まちづくり課及び佐久市役所

都市・まちづくり課

公告

東御市所沢川水系土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成30年5月24日

長野県上田地域振興局長 佐藤 則之

理事

新任

氏名	住所
神津 和幸	東御市新張1170番地1
後藤 正次	東御市新屋167番地1

退任

氏名	住所
小林 亮一	東御市新張1176番地
小林 伴幸	東御市新屋46番地1

農地整備課

公告

東御市八重原土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成30年5月24日

長野県上田地域振興局長 佐藤 則之

理事

新任

氏名	住所
笠原 一良	東御市八重原2579番地1
堀内 真澄	上田市藤原田546番地7
小林 政明	東御市八重原2957番地4
依田 幸広	東御市八重原2845番地
白倉 直邦	東御市八重原1979番地1
増田 昭一	東御市八重原2187番地
依田 寿雄	東御市八重原2277番地1

重任

氏名	住所
岩下 伍郎	東御市八重原1683番地
白倉 正孝	東御市八重原320番地
上原 秀明	東御市八重原1021番地3
堀内 憲明	上田市藤原田260番地1

退任

氏名	住所
堀内 文武	上田市藤原田553番地
小林 吉一	東御市八重原2980番地
黒沢 真一	東御市八重原2890番地

白倉直樹 東御市八重原1957番地  
 依田繁二 東御市八重原2700番地2  
 笹平修 東御市八重原2984番地  
 増田寿春 東御市八重原714番地3

監事

新任

氏名 住所  
 白倉惣一 東御市八重原2114番地2  
 依田憲司 東御市八重原2714番地2  
 白倉博充 東御市八重原289番地1  
 堀内親夫 上田市藤原田321番地

退任

氏名 住所  
 岩下孝造 東御市八重原1304番地4

農地整備課

公告

次のとおり随意契約の相手方を決定しました。  
 平成30年5月24日

長野県佐久建設事務所長 市岡 進

- 随意契約に係る物品等の名称及び数量  
定置式凍結防止剤散布装置（5年間の賃貸借契約）20台
- 契約に関する事務を担当する所の名称及び所在地  
(1) 名称 長野県佐久建設事務所  
(2) 所在地 長野県佐久市白田2015
- 随意契約の相手方を決定した日  
平成30年3月14日
- 随意契約の相手方の名称及び所在地  
(1) 名称 株式会社前田製作所 東信営業所  
(2) 所在地 長野県佐久市岩村田3821-1
- 随意契約に係る契約金額  
1年当たりの賃借額 10,756,800円
- 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 随意契約の理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める  
政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号

道路管理課

公告

次のとおり随意契約の相手方を決定しました。  
 平成30年5月24日

長野県上田建設事務所長 荻野 厚

- 随意契約に係る物品等の名称及び数量  
定置式凍結防止剤散布装置（5年間の賃貸借契約）18台
- 契約に関する事務を担当する所の名称及び所在地  
(1) 名称 長野県上田建設事務所  
(2) 所在地 長野県上田市材木町1-2-6
- 随意契約の相手方を決定した日

平成30年3月23日

- 随意契約の相手方の名称及び所在地  
(1) 名称 株式会社前田製作所 東信営業所  
(2) 所在地 長野県佐久市岩村田3821-1
- 随意契約に係る契約金額  
1年当たりの賃借額 9,640,080円
- 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 随意契約の理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める  
政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号

道路管理課

公告

次のとおり随意契約の相手方を決定しました。  
 平成30年5月24日

長野県飯田建設事務所長 坂田 浩一

- 随意契約に係る物品等の名称及び数量  
定置式凍結防止剤散布装置（5年間の賃貸借契約）19台
- 契約に関する事務を担当する所の名称及び所在地  
(1) 名称 長野県飯田建設事務所  
(2) 所在地 長野県飯田市追手町2-678
- 随意契約の相手方を決定した日  
平成30年3月22日
- 随意契約の相手方の名称及び所在地  
(1) 名称 株式会社前田製作所 松本営業所  
(2) 所在地 長野県松本市野溝木工1-3-10
- 随意契約に係る契約金額  
1年当たりの賃借額 10,218,960円
- 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 随意契約の理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める  
政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号

道路管理課

公告

次のとおり随意契約の相手方を決定しました。  
 平成30年5月24日

長野県松本建設事務所長 藤池 弘

- 随意契約に係る物品等の名称及び数量  
定置式凍結防止剤散布装置（5年間の賃貸借契約）19台
- 契約に関する事務を担当する所の名称及び所在地  
(1) 名称 長野県松本建設事務所  
(2) 所在地 長野県松本市大字島立1020
- 随意契約の相手方を決定した日  
平成30年3月13日
- 随意契約の相手方の名称及び所在地  
(1) 名称 株式会社前田製作所 松本営業所  
(2) 所在地 長野県松本市野溝木工1-3-10

- 5 随意契約に係る契約金額  
1年当たりの賃借額 9,603,360円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約の理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める  
政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第1号

道路管理課

### 公告

次のとおり随意契約の相手方を決定しました。

平成30年5月24日

長野県大町建設事務所長 清水孝二

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量  
定置式凍結防止剤散布装置(5年間の賃貸借契約)26台
- 2 契約に関する事務を担当する所の名称及び所在地  
(1) 名称 長野県大町建設事務所  
(2) 所在地 長野県大町市大町1058-2
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成30年3月28日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地  
(1) 名称 株式会社前田製作所 大町営業所  
(2) 所在地 長野県大町市平8000-369
- 5 随意契約に係る契約金額  
1年当たりの賃借額 13,983,840円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約の理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める  
政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第1号

道路管理課

### 公告

次のとおり随意契約の相手方を決定しました。

平成30年5月24日

長野県長野建設事務所長 新家智裕

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量  
定置式凍結防止剤散布装置(5年間賃貸借契約)23台
- 2 契約に関する事務を担当する所の名称及び所在地  
(1) 名称 長野県長野建設事務所  
(2) 所在地 長野県長野市大字南長野南県町686-1
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成30年3月23日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地  
(1) 名称 株式会社前田製作所  
(2) 所在地 長野県長野市篠ノ井御幣川1095
- 5 随意契約に係る契約金額  
1年当たりの賃借額 12,329,280円
- 6 契約の相手方を決定した手続

- 随意契約
- 7 随意契約の理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める  
政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第1号

道路管理課

### 公告

次のとおり随意契約の相手方を決定しました。

平成30年5月24日

長野県北信建設事務所長 木下昌明

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量  
定置式凍結防止剤散布装置(5年間の賃貸借契約)26台
- 2 契約に関する事務を担当する所の名称及び所在地  
(1) 名称 長野県北信建設事務所  
(2) 所在地 長野県中野市大字壁田955
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成30年3月22日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地  
(1) 名称 株式会社前田製作所 飯山事務所  
(2) 所在地 長野県飯山市大字木島字土ドへ1151番地
- 5 随意契約に係る契約金額  
1年当たりの賃借額 13,983,840円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約の理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める  
政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第1号

道路管理課